

昭和四年四月十五日第三種郵便物認可

# 鳥取県公報

毎週火曜日及び  
金曜日発行  
(当たる翌日が休きは、  
當日には、)

基づき、次のように保険薬剤師の登録をしたので、保険医療機関及び保険薬局の指定並びに保険医及び保険薬剤師の登録に関する政令(昭和三十二年政令第八十七号)第九条の規定により告示する。

昭和五十四年四月二十日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

氏名	登録の記号及び番号	登録の年月日
清水 恵子	鳥薬第三九六号	昭和五十四年三月三十日

## 鳥取県告示第三百六十九号

計量法(昭和二十六年法律第二百七号)第一百四十条の規定に基づき、境港市に所在する計量器の定期検査を次のとおり実施するので、同法第二百四十三条の規定により告示する。

昭和五十四年四月二十日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

一 計量法第二百四十二条各号に掲げる計量器

実 施 期 間 実 施 場 所

昭和五十四年五月二十一日から 当該計量器の所在の場所  
昭和五十五年三月三十一日まで

鳥取県告示第三百六十八号  
健康保険法(大正十一年法律第七十号)第四十三条ノ五第一項の規定に

告 示

- | 目 次                        |
|----------------------------|
| ◇告示 保険薬剤師の登録               |
| 計量器の定期検査の実施                |
| 土地改良事業の認可(四件)              |
| 土地改良事業計画の変更の認可             |
| 森林病害虫等防除法による松くい虫の駆除命令      |
| 解除予定の保安林(二件)               |
| 開発行為に関する工事の完了              |
| 災害危険区域の指定                  |
| ◇教委規則 鳥取県立学校管理規則の一部を改正する規則 |

二 計量法第百四十二条各号に掲げる計量器以外の計量器  
実施期日 実施時間 実施区域 実施場所

五月二十一日

午前十時から 午後三時まで 境港市 境中央公民館

五月二十二日

" " "

五月二十三日

" " "

五月二十四日

" " "

五月二十五日

" " "

### 鳥取県告示第三百七十号

青谷町から申請のあつた町営土地改良（下善田地区農業用用排水）事業は、土地改良法（昭和二十四年法律第二百九十五号）第九十六条の二第五項において準用する同法第十条第一項の規定に基づき、昭和五十四年四月十七日七日認可したので、同法第九十六条の二第七項の規定により告示する。

昭和五十四年四月二十日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

### 鳥取県告示第三百七十二号

鳥取市から申請のあつた市営土地改良（池ノ内地区は場整備）事業は、土地改良法（昭和二十四年法律第二百九十五号）第九十六条の二第五項において準用する同法第十条第一項の規定に基づき、昭和五十四年四月十七日認可したので、同法第九十六条の二第七項の規定により告示する。

昭和五十四年四月二十日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

### 鳥取県告示第三百七十三号

日南町から申請のあつた町営土地改良（茶屋笠木地区農業用用排水）事業は、土地改良法（昭和二十四年法律第二百九十五号）第九十六条の二第五項において準用する同法第十条第一項の規定に基づき、昭和五十四年四月十七日認可したので、同法第九十六条の二第七項の規定により告示する。

昭和五十四年四月二十日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

名和町から申請のあつた町営土地改良（福田地区農業用用排水）事業は、

土地改良法（昭和二十四年法律第二百九十五号）第九十六条の二第五項において準用する同法第十条第一項の規定に基づき、昭和五十四年四月十七日認可したので、同法第九十六条の二第七項の規定により告示する。

昭和五十四年四月二十日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

## 鳥取県告示第三百七十四号

岩美町から申請のあつた町営土地改良（高住地区農地開発）事業計画の変更は、土地改良法（昭和二十四年法律第二百九十五号）第九十六条の三第五項において準用する同法第四十八条第七項において準用する同法第十条第一項の規定に基づき、昭和五十四年四月十七日認可したので、同法第九十六条の三第五項において準用する同法第四十八条第九項の規定により告示する。

昭和五十四年四月二十日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

## 鳥取県告示第三百七十五号

森林病害虫等防除法（昭和二十五年法律第五十三号）第五条第一項の規定に基づき、同法第三条第一項第一号に掲げる命令をするので、同法第五条第二項において準用する同法第三条第三項の規定により、次のとおり告示する。

昭和五十四年四月二十日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

## 鳥取県告示第三百七十六号

次の保安林を解除予定の保安林にしたので、森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十条の規定により告示する。

昭和五十四年四月二十日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

## 1 区域及び期間

東伯町、赤碕町及び淀江町大字稻吉の区域

2 期間 昭和五十四年五月十日から同月三十日まで

## 二 森林病害虫等の種類

松くい虫

## 三 行うべき措置の内容

松くい虫の附着している樹木を所有し、又は管理する者は、当該樹木を伐倒して薬剤を散布し、又は当該樹木を伐倒してはく皮し、並びに松くい虫並びにその付着している枝条及び樹皮を焼却すること。

## 四 その他必要な事項

1 三に掲げる措置について薬剤を使用する場合は、森林害虫防除員の指示に従うこと。

2 三に掲げる措置を行つた者で損失補償を受けようとするものは、別に定める申請書を速やかに、三に掲げる樹木の所在する地域を管轄する地方農林振興局の長に提出すること。

一 解除予定に係る保安林の所在場所

八頭郡若桜町大字来見野字横住一三四六の一、一三四六の六（以上二筆について、次の図に示す部分に限る。）

二 保安林として指定された目的

なだれの危険の防止

三 解除の理由

道路用地とするため

（「次の図」は、省略し、その図面を鳥取県農林水産部造林課及び若桜町役場に備え置いて縦覧に供する。）

鳥取県告示第三百七十七号

次の保安林を解除予定の保安林にしたので、森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十条の規定により告示する。

昭和五十四年四月二十日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

赤崎町長 森 進

一 解除予定に係る保安林の所在場所

境港市佐斐神町字砂浜ノ四二八の一

二 保安林として指定された目的

潮害の防備

三 解除の理由

道路用地とするため

鳥取県告示第三百七十八号

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和四十三年法律第百号）附則第五項において準用する同法第三十六条第三項の規定により告示する。

昭和五十四年四月二十日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

一 開発許可の年月日及び番号

昭和五十三年三月十七日 鳥取県指令受都計第七十九号

二 開発区域に含まれる地域の名称

東伯郡赤崎町大字赤崎字大山道ノ上、字柏谷詰西、字東山、字ウヘノ山東及び字ウヘノ山

三 開発許可を受けた者の住所及び氏名

東伯郡赤崎町大字赤崎一一四二番地三

赤崎町長 森 進

赤崎町長 森 進

鳥取県告示第三百七十九号

鳥取県建築基準条例（昭和四十七年十二月鳥取県条例第四十三号）第二条第一項の規定により災害危険区域として次の区域を指定する。

その関係図面は、鳥取県土木部建築課、各管轄土木出張所、関係市役所

及び関係町役場において一般の縦覧に供する。

昭和五十四年四月二十日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

(一) 名称

神垣地区災害危険区域

(二) 区域

岩美郡国府町大字神垣字上土居四四九、四五〇、四五内一二、四五六、四五六次二、四五七、四五八、四五八第二、四五九、

四五九次一、四六〇、四六〇次一、四六〇次二、四六〇次三、四六一、四六二、四六三及び四六三内第一並びに字大地戸山五九七の一部、五九八、五九八次一、五九九、五九九次一及び六〇〇の一部並びにこれらと一体をなす国有地

(二) 名称

湖山南一丁目地区災害危険区域

(二) 区域

鳥取市湖山町南一丁目八〇七、八〇八、八〇九、八一〇、八一一、八一三の一部、八一四、八一五、八一六、八一七、九〇四、九〇五、九〇六、九一〇の一部、九一一の一部、九二二、九一四の一部、九一五の一部、九一六、九一八、九一九の一部、九二〇の一部及び九二一並びにこれらと一体をなす国有地

(三) 名称

立川町四丁目地区災害危険区域

(二) 区域

鳥取市立川町四丁目七〇、七一、七五、七五一、一三五一の一部、一三五一の一部、一五三一、一五三一二の一部、一五四、一五四一、一五四一二、一五四十四、一五五、一五六の一部、一五七

の一部、一五七一、一五七一二、一五八、一六〇、一六〇一一、一六〇一二、一六〇一三、一六〇一六、二二三及び無番地の一部並びにこれらと一体をなす国有地

(四) 名称

勝見地区災害危険区域

(二) 区域

鳥取市勝見町大字勝見字村屋敷五九、五九一、五九二、六〇、六一内一、六二一、六二二、六三、六三内二、六五、六六、六六内一、六八一、六八二、六九、七〇、七一、七二、七三、七三内一、七四、七五、七六、七七、七八、七九、八〇、八一、八二及び八三、字御茶屋廻り八四、八四次一、八四次一内一、八四次一内二、九八、九九、九九内一、一〇〇、一〇一一、一〇一一二、二〇一一三、一〇一一四及び一〇一一五、字山崎七〇五の一部、七〇六、七〇七の一部、七〇七内一、七〇八、七〇八次一及び七〇八次二並びに字家ノ上七二四の一部、七二五及び七二六並びにこれらと一体をなす国有地

(五) 名称

下土居地区災害危険区域

(二) 区域

八頭郡若桜町大字吉川字下土居八一、八二、八三、八四、八四次一、八五、一四二九一五及び一四三〇内一並びに字岡田九〇一一の一部、

九〇一二の一部及び一〇一の一部並びにこれらと一体をなす国有地

六(一) 名称

宮岡地区災害危険区域

(二) 区域

八頭郡郡家町大字米岡字的岩山六四〇の一部、六四一の一部、六四二の一部及び六四三の一部並びに字落石五五五の一部、五六一の一部、五六五四一一の一部、五五四一二、五五四一三、五六三一一、五六二一、五六二一三、五六三一一、五六三一二、五六三一三、五六三一四、五六四一一、五六四一二、五六四一三及び五七三の一部並びにこれらと一体をなす国有地

七(一) 名称

下曳田地区災害危険区域

(二) 区域

八頭郡河原町大字曳田字丸山畠三〇六一一、三〇六一一、三〇六一三、三〇六一四、三〇七、三〇八、三〇九、三一〇一一、三一〇一四、三一七一一、三一七一二、三一七一三、三一七一四及び三一九、字下山土居三四一一、三四一一一、三四一一一、三四三一一の一部、三四三一一の一部、三四三一三の一部、三四五、三四六、三四七、三四八、三四九、三五〇、三五一の一部、三五一内第一、三五一一一及び三五二の一部、字走り出一六一上一、一六二及び一六三並びに字丸山一二六四一一の一部並びにこれらと一体をなす国有地

八(一) 名称

下佐賀地区災害危険区域

(二) 区域

八頭郡河原町大字佐賀字下田一一四一一、一一四一二、一一四内第7、一一四一八、一一四一九、一一四一二、一一四一二一三、一一四一四、一一五、一一六一一、一一六一二及び一一七、字ヒワカ谷一五二二一一、一五一二一一、一五一二次一、一五一三及び一五一三次一、字水操谷一五一四一一の一部、一五一二、一五一五の一部、一五一六、一五一七、一五一八の一部、一五一八一一、一五一八一二、一五一八一三、一五一九、一五一九次一、一五一〇、一九八八の一部、一九八九、一九八九次一の一部、一九八九一二、一九八九次三及び一九八九一四並びに字梅津一一八並びにこれらと一体をなす国有地

九(一) 名称

八屋地区災害危険区域

(二) 区域

倉吉市八屋字屋敷二六、二七、二八、二九、三〇、三〇一一、三〇一二、三一、三一一一、三二、三二一一、三三一一、三三一二、三四、三五一四、三六、三七一一、三七内第一、三八及び四〇、字秋葉三七〇、三七一、三七二、三七四一一の一部、三七四一三の一部、三七六、三七七及び三七八、伊木字奥田口五五一、五五一二、五六、五七、五八、五九一一、五九一二、六〇、七五、七六、七七内第一及び八二並びに字荒神平四九九一一及び五〇一並びにこれらと一体をなす国有地

地

十(一) 名称

大鳥居地区災害危険区域

(二) 区域

東伯郡関金町大字大鳥居字屋敷通六六八、六六九、六七〇、六七一、  
 六七二ト一、六七二十二、六七三十一、六七四、六七五、六七六、六  
 七七一、六七七一、六七八一、六七八十二、六七九一、六七  
 九一二、六七九一三、六七九一四、六八〇、六八一、六八二、六八三  
 一一、六八三十二、六八三十三、六八四、六八五、六八九及び六九〇、  
 字上屋敷通六二八、六二九、六三八、六三九、六四〇、六四一、六四  
 二、六四三、六四四、六四五、六四五、六四六、六四七、六四八一、六四  
 一、六四九一、六四九二、六四九一三、六四九一四、六四九一  
 五、六四九一六、六五〇一、六五〇一二、六五〇一三、六五〇一四、  
 六五一、六五二、六五三、六五四、六五五、六五六、六五七、六五八、  
 六五九、六六〇、六六一、六六二、六六三、六六四、六六五、六六六  
 一一、六六六一二、六六七一及び六六七一二並びに字山根二五六、  
 二五六一、二五七、二五八、二五九一、二六〇一及び二六二一  
 一並びにこれらと一体をなす国有地

(二) 名称

亀谷地区災害危険区域

(二) 区域

東伯郡大栄町大字亀谷字岩井神三四の一部、三五の一部、三六一  
 の一部、三二一一の一部、三三一一及び三三一一並びに字元谷三七七  
 一及び三七八一二

(二) 名称

八橋地区災害危険区域

(二) 区域

東伯郡東伯町大字八橋字御城山一三四二一一、一三四二一二、一三

(三) 名称

赤崎地区災害危険区域

(二) 区域

東伯郡赤崎町大字赤崎字松ヶ谷一六九二、一六九二一一、一六九三、  
 一六九七、一六九八、一七〇二、一七〇三、一七〇六、一七〇六一、  
 一七〇六一二、一七〇七、一七〇七一、一七〇七二、一七〇七一、  
 四、一七一、一七一二一、一七一三、一七一七、一七一七一、  
 一七一八、一七一八一、一七一九、一七一九一、一七二三一、  
 一七二三二、一七二三三、一七二三四、一七二四一、一七二  
 四一二、一七二四一三、一七二四一四、一七二七、一七二八、一七二  
 八一、一七二九、一七三一、一七三二一一、一七三三、一七三三一  
 一、一七三三一二、一七三四、一七三八、一七三九、一七四〇、一七  
 四一、一七四五一一及び一七四五一二、字弥平山七二、七二一一の一  
 部、七三、七四、七五、七五一、七五一二、七五三、七五一四、  
 七五十五、七六、七七一一の一部、七八一一の一部、七八一二の一部、  
 七八一三の一部、七八一四の一部、七九の一部、八〇の一部、八一、  
 八二の一部、八二一一、八三の一部、八五の一部、八六一一の一部及  
 び二〇三二、字東三軒屋一六四七の一部、一六四八の一部、一六四九  
 の一部、一六五五の一部、一六五五一の一部、一六五五二の一部、

一六五六の一部、一六五九の一部、一六六〇の一部、一六六〇一一の一部、一六六三の一部、一六六四の一部、一六六七の一部、一六六八、一六七二、一六七三、一六七六、一六七七、一六八〇、一六八〇一二、一六八一、一六八一一、一六八一二及び一六八四、字納屋畠一二五一、一二五四の一部、一二五十五、一二五十八、一二五十九、一二五一六、一二六一二の一部、一二六一三及び二〇三三、字西三軒屋一六〇五、一六〇六、一六〇七、一六一一、一六一二、一六一七の一部、一六一八の一部、一六二一の一部、一六二二の一部、一六二六の一部、一六二七の一部、一六二九の一部、一六三三の一部、一六三四の一部、一六三七の一部、一六三八の一部、一六三八一一の一部、一六三九の一部、一六四二の一部及び一六四三の一部、字大堀一一三の一部、一一四一、一一四一二、一一五、一一五次一、一一六一、一一七の一部、一一一一一の一部、一一一一二、一一三一一、一一二一三、一二二次一、一二三、一二四、一五五次二、一一六二、一一〇三三一一、二〇三三一二及び二〇三三一三、字西納屋畠一六二一一、一六二一三、一六二一五、一六二一五一、一六二一七、一六二内四、一六三一一、一六三一一、一六四一七、一六四一八、一六四一九、一六五一一、一六五一七、一六六、一六七、一六八、一六九、一七〇、一七一、一七二、一七二一一、一七三、一七四、一七四一、一七五、一七六、一七六一一、一七六一二、一七六一三、一七六一四及び二〇三四、字塩屋一九一、一九二、一五五〇、一五五一、一五五二、一五五四の一部、一五五七の一部、一五五八の一部、一五六〇の一部、一五六一の一部、一五六四、一五六八、一五六九、一五七四、一五七五、一五七九、一五八〇、一五八一、一五八三、一五八

八、一五八九、一五九二、一五九三、一五九六、一五九七、一六〇〇、一六〇二、一六〇三及び一六〇四、字荒神谷尻一八七一一、一八七二、一八八一一、一八八一二、一八九、一九〇、一九三、一九四、一九五十二、一九五十三、一九六、一九七、一九八、一九九、二〇〇、二〇一一、二〇一二、二〇一一三、二〇一十四、二〇一十五、二〇一六、二〇一七、二〇一八、二〇一九、二〇一一〇、二〇五一、二〇五一二、二〇六一四、二〇六一六及び二〇八、字荒神西二五〇一一、二五〇一三、二五〇一四、二五〇一五、二五〇一六、二五〇一七、二五〇一八、二五〇一九、二五〇一〇、二五〇五、二五六、二五七及び二〇三五、字東條一五一一一、一五一一一、一五一、一五一七、一五一八、一五一九、一五一五、一五一五一一、一五一五一二、一五一六、一五一七、一五一八、一五一九、一五一五、一五一五一一、一五一五二九、一五一三五、一五一三六、一五一三六二、一五一三九、一五四〇、一五四三、一五四七、一五四七一二、一五四七一四、一五四七一五、一五四七一六、一五四七一七、一五四七一八、一五四七一九、一五四七一一〇、一五四七一一及び一五四七一部、二六〇一一、二六〇一三の一部、二六一一、二六一一、二六一一、二六〇一上二五八、二五八一二、二五九の一部、二六〇一一の一部、二六〇一一、二六〇一三の一部、二六一一、二六一一、二六一一、二六一二、字御藏ノ上二五八、二五八一二、二五九の一部、二六〇一一の一部、二六〇一一、二六〇一三の一部、二六一一、二六一一、二六一一、二六一二、三一二の一部、二〇三六一一、二〇三六一三、二〇三六一四及び二〇三六一五、字後加藍三〇、三〇一〇一一、三〇一〇一一、三〇一〇一一、三〇一〇一二、三一二、三二五、三二五次一、三二六、三二七一一、三二七一一、三二七一二、三二八、三二八次一、三二九、三二九一一、三二九一三、三二九一四、三二九一五、三二九次一、一五一一次一及び二〇三六一、字中條南側一四五五一、一四五五一、一四五五一一、一四五五十三、一四五五

七一一、一四五九一一、一四五九一二、一四六〇、一四六〇一一、一四六〇一一、一四六〇一三、一四六〇一五、一四六〇一六、一四六三の一部、一四六九一一、一四七〇、一四七〇一一、一四八四、一四八四一一、一四八六、一四八七、一四八八、一四八九、一四八九次一、一四九〇、一四九七、一四九八、一四九九、一五〇〇、一五〇〇一一、一五〇一、一五〇二、一五〇三、一五〇四、一五〇五、一五〇六の一部、一五〇七の一部、一五〇八一一及び一五〇八一二、字宮の空三八六、三八七一一の一部、三八七一二、三八七一二、三八七一三、三八七一四の一部、三八七一五、三八七一六の一部、三八七一七、三八七一八の一部、三八七一二三、三八七一二四、三八七内一、三八八一一の一部、三八八一一の一部、三八九、三九〇一一、三九〇一二、三九〇次一、二〇二〇及び二〇二一、字西中條一二九五、一二九六、一二九七、一二九七次一、一三〇一、一三〇一一一、一三〇三、一三〇六、一三〇七、一三〇八、一三〇九、一三〇一一一、一三〇一二、一三〇一三、一三〇一四、一三〇一九、一三〇一一一の一部、一三〇一、一三〇三四次一、一三〇一五、一三〇一三、一三〇三次一、一三〇一四、一三〇一四次一、一三〇一五、

七の一一部、字風呂谷揚口四三九一一の一部、四四〇一一、四四〇一二、四四〇次一、四四一次一、四四一次二、四四二一四、四四二一五、四四二次二の一部及び二〇三七一一、字二本松四四一—三、四四一—四、四四七一二の一部、四四七一三、一三三三次二、一三三三次一、二〇一七一一の一部、二〇一七一三、二〇一七一四及び二〇三七、字西條屋敷一二五九、一二五九一一、一二六〇一一、一二六一、一二六一、一二七九一一、一二七一、一二七二、一二七六、一二七七、一二七八、一二七九、一二八〇、一二八〇一一、一二八三、一二八四、一二八五、一二八八、一二九一、一二九三及び一二九四、字西條の上二〇一四、二〇一五、二〇一六、二〇一八、二〇一九及び二〇三八並びに字数ノ西五五一、五五二一一、五五二一一、五五三一一、五五三一二、五五六一一、五五六一二、五五六一三、五五七一一、五五七一一及び二〇三七一一並びにこれらと一体をなす国有地

## 十四

## 名称

## 旧奈和地区災害危険区域

## (二) 区域

西伯郡名和町大字加茂字樋田五四六並びに字田渕一〇二九、一〇三〇、一〇三一、一〇三四、一〇三五、一〇三五一二、一〇三六、一〇三七、一〇四七、一〇四八、一〇四九一一及び一〇五〇一一、字小丸一、一三四三一一、一三四三一二、一三四三一一、一三四三四、一三四四一、一三四四二、一三四四三、一三四三九、一三四四〇、一三四四一、一三四四二、一三四四三一一、一三四四三一二、一三四四三一二、一三四四三一二、一三四四三一二、一三四四三二、一三四四三一、一三四四三一、一三四四四、一三四四四一、一三四四四二、一三四四五、一三四四七、一三四四八、一三四四九、一三四五〇の一都、一三五一の一部、一三五一の一部、一三五四一一、一三五四五の一部及び一三五三一二、一三五四の一都、一三五四一一、一三五四五の一部及び一三五

四一三、九七五一一、九七七、九七八十三、九八八、一〇〇六一一、九八九及び一〇〇六十三並びに字西内平ル九二三、九二四一二、九二四、九二五、九二八一一及び九二九一一並びにこれらと一体をなす国有地

十五(一) 名称

根雨下町地区災害危険区域

(二) 区域

日野郡日野町大字根雨字権現ノ前道上二七六、二七七、二七八、二七九一一、二七九一二、二八〇、二八一、二八二、二八三、二八三一、二、二八四、二八五、二八六、二八六一一、二八六十三及び二八六一

四並びに字権現ノ下毛二三七の一部、字宮ノ上へ二七二一一の一部及び二七三の一部、字屋敷四二九一二、四三三、四三四、四三七、四三八、四四一、四四一二、四四二、四四五、四四六、四四七、四四七一一、四四九、四四九一二、四四九一三、四五〇、四五一、四五二、四六三及び四六三一二、字要害二七四の一部、二七五の一部及び二七五一一の一部並びに字八幡宮ノ下毛四六七、四六八一一、四六八一三、四六八十四、四六八一五、四六八一六、四六八一七、四六八一八、四六八一九、四六八一一〇、四六八一一、四六八一一二、四六九一一、四六九一二、四七〇、四七一、四七一一、四七二、四七三、四七五、四七七、四七九一一、四七九一二、四七九一三、四七九一四、四八一一及び四八二並びにこれらと一体をなす国有地

日野郡江府町大字江尾字上東屋敷一八四八一一、一八四八一二、一八四九、一八五〇、一八五一、一八五二、一八五三、一八五四、一八五五、一八五五一、一八五五十三、

三、一八五三、一八五四、一八五五、一八五五一、一八五五十三、一八五六一一、一八五六一二、一八五六三四、一八五六一七、一八五七一一、一八五七一二、一八五七三四、一八五七一五、一八五八一一、一八五八一三、一八五八一四、一八五九、一八六〇、一八六一一、一八六一二、一八六二一一、一八六二一二、一八六三、一八六四一、一八六四一二及び一八六五並びに字上の段一八七三一一の一部、

一八七三一一の一部及び一八七七並びにこれらと一体をなす国有地

十七(一) 名称

江尾新町第二地区災害危険区域

(二) 区域

日野郡江府町大字江尾字馬場四八九一一及び四九〇一一並びに字馬場道の下一九三三、一九三四一一、一九三四一三、一九三五一四、一九三五一五、一九三七一四、一九三七一八、一九三七一九、一九三七一一四、一九三七一一五、一九三七一一六、一九三七一一七及び一九三七一一八並びにこれらと一体をなす国有地

教育委員会規則

鳥取県立学校管理規則の一部を改正する規則をここに公布する。

昭和五十四年四月二十日

鳥取県教育委員会委員長 藤間忠顕

江尾新町地区災害危険区域

(二) 区域

土(一) 名称

**鳥取県教育委員会規則第六号**

鳥取県立学校管理規則の一部を改正する規則

鳥取県立学校管理規則(昭和五十一年四月鳥取県教育委員会規則第九号)の一部を次のように改正する。

別表の一の由良育英高等学校の項中「東伯郡大栄町大字由良宿字下の松四二三の一」を「東伯郡大栄町大字由良宿字天神尾二九一の一」に改める。

**附 則**

この規則は、昭和五十四年五月一日から施行する。